

個人番号（マイナンバー）の収集について

平成29年1月からの医療保険分野における個人番号（マイナンバー）の利用開始に先立ち、現在当健保に加入されている方の個人番号収集を順次開始させていただきます。

収集方法につきましては、番号法および関係法令・通達等に基づき、被保険者の方がお勤めの会社からご提供頂きます。

また、任意継続者の方へは個別に当健保からご案内させていただきます。（組合が収集した個人番号は、法令で定める業務にのみ使用となります。）